

第 15 回 香川県新型コロナウイルス対策本部会議 議事概要

日時 令和 2 年 5 月 15 日（金） 15 : 00 ~ 15 : 35

場所 県庁本館 12 階大会議室

議題 1 「国の緊急事態宣言の解除について」

健康福祉部長から資料に沿って説明

議題 2 「香川県における対応について」

本部長（知事）から資料に沿って説明

先ほど、健康福祉部長から報告があったが、昨日、政府の対策本部が開催され、本県においては、いわゆる特措法に基づく緊急事態宣言が解除された。一方、緊急事態宣言は解除されたが、新型コロナウイルス感染症対策は長丁場で取り組んでいかなければならず、特に、第二波による感染拡大といった事態にならないよう、引き続き気を緩めることなく対応していく必要がある。

また、国内では引き続き緊急事態宣言区域となっている都道府県があり、全国的な解除となっていない期間においては、人の移動による感染拡大を防止する必要がある。

そこで、本県では、国の緊急事態宣言の解除にあたり、本日、「香川県感染警戒宣言」を策定した。新たな感染はいつどこで発生するか分からない。従って、本県においても気を緩めることなく感染拡大を防止する必要があることから、新たに、香川県感染警戒宣言を発して、県民の皆様、事業者の皆様にご協力をお願いしたい。

まず、県民の皆様へのお願いである。

外出について

- ・ 県外への不要不急の外出は控えていただきたい。特に、緊急事態宣言区域となっている都道府県への外出は控えていただきたい。やむを得ず、緊急事態宣言区域となっている都道府県を訪れなければならない場合、帰県後 14 日間は、不要不急の外出を自粛していただきたい。
- ・ 繁華街の接待を伴う飲食店等や、これまでにクラスターが発生しているような「三つの密」（密閉、密集、密接）のある場への外出も控えていただきたい。
- ・ 人との接触をできるだけ減らしていただきたい。
- ・ 外出時には症状がなくてもマスクを着用するようお願いする。

基本的には、県内における移動を除いて、これまでの緊急事態宣言でお願いしたことを、気を緩めることなく、引き続きお願いするものである。

新しい生活様式について

これから長丁場でコロナ対策に取り組んでいく際の新しい生活様式について、

- ・ 屋内外に関わらず、三つの密を徹底的にさけていただきたい。人との間隔はできるだけ

2 m（最低1 m）空けていただきたい。

- ・皆様の行動が密につながらないように買い物などの用事はできるだけ少人数で出かけていただきたい。
- ・毎朝、体温と健康のチェックを行い、体調が悪いときは、勇気をもって仕事を休んでいただきたい。
- ・こまめな手洗い、手指消毒、咳エチケットを徹底していただきたい。
- ・バランスの良い栄養、十分な睡眠時間、適度な運動をとるようにしていただきたい。

次に、事業者の皆様へのお願いである。

- ・先日の本部会議でお示ししているが、「今後における適切な感染防止対策」として、発熱者の施設への入場防止、3つの「密」の防止、県外客の利用自粛の促進、飛沫感染、接触感染の防止を徹底していただきたい。
- ・緊急事態宣言区域となっている都道府県への出張は控えていただきたい。
- ・テレワークや時差出勤ができる環境を整備するようお願いする。
- ・万一、ご自身の事業所に関係する方が感染した際には、保健所の調査にご協力をお願いする。

県民の皆様のご行動変容と事業者の皆様のご感染防止対策の徹底が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止、そして、感染収束に繋がっていくことを強く意識して行動していただくよう改めて強くお願いする。

ここで、この香川県感染警戒宣言の経緯についてご説明する。

まず、昨日取りまとめられた、国の専門家会議の提言及び基本的対処方針において、国の緊急事態宣言の解除に当たっての基準が示されたが、この基準に基づき、本県の現状がどのようになっているか、お示しする。

まず、感染状況については、本県では、4月21日以降、感染者は確認されておらず、現時点において、感染は抑えられている状況にあると考えている。

次に、医療提供体制であるが、入院患者数については、5月14日現在2人で、重症者は出していない。また、新型コロナウイルス感染症対策協議会や患者搬送調整本部を設置したほか、患者発生時の受入確保病床数については、5月14日現在、43病床を確保するとともに、軽症者等に対する宿泊療養施設等について、民間のホテル101室を確保するなど体制を整えているところである。

さらに、監視体制については、今月1日より、県環境保健研究センターに検査機器を増設して検査可能件数を増やすとともに、民間検査機関においても検査機器の導入を進めているほか、地域外来・検査センター等について、丸亀市においては、5月11日から、高松市においては、5月14日から、さらには、さぬき市、東かがわ市においても5月18日から運営が開始されることになっており、現在体制を整えているところである。

以上、申し上げた本県の状況では、今回、国が示した緊急事態宣言の解除基準を全てクリアする結果となっている。

本県においては、各種の新型コロナウイルス感染症対策に全力で取り組んできたが、これま

での経緯についても一度整理してご説明したい。この度、本県における感染状況や国の緊急事態宣言の指定状況などを踏まえ、各種対策を、「(1)感染拡大防止集中対策期」、「(2)感染拡大防止対策期」、「(3)感染警戒期」、「(4)感染予防対策期」の4つの対策期に整理し、県民の皆様、事業者の皆様にご各対策期ごとの対策をより分かりやすくお示しする。

本県においては、今年4月に入り、クラスターの発生、感染者の急増を受け、4月14日に県独自の「香川県緊急事態」を宣言し、また、4月16日に本県を含む全都道府県が国の緊急事態宣言の対象区域になったことを踏まえ、県民の皆様には、特措法に基づく外出自粛、特に、都道府県をまたいだ不要不急の移動自粛などをお願いするとともに、事業者の皆様に対しては、大型連休を含む、4月25日（土）から5月6日（水）までの間、対象施設への休業要請や営業時間の短縮などをお願いしたところである。あわせて、イベント等の開催中止・延期要請を行うとともに、県有施設も休館とするなど、感染拡大防止に集中的に取り組んできたところである。この対策期が、(1)の感染拡大防止集中対策期であり、この間、県民の皆様、事業者の皆様には強い行動自粛要請、休業要請などをお願いしてきたところである。

その後、県民の皆様及び事業者の皆様のご協力により、5月5日の本部会議において、これまでの感染状況やPCRの検査状況、医療提供体制の状況などを分析した結果、4月21日以降、新規の感染者が発生していないこと、PCR検査も全国を上回る検査実績を上げていること、入院患者の病床確保や軽症者等を受け入れる宿泊療養施設の整備などを行っていることなどを総合的に判断し、大型連休明けの5月7日から(2)の感染拡大防止対策期に移行させ、事業者の皆様に対し、全ての施設において、一層の感染防止対策を講じた上で、休業要請等の延長を行わないこととしたところである。あわせて、全国的かつ大規模なイベント等は、引き続き開催自粛を要請したが、50人程度未満のイベント等については、感染防止対策を講じた上で、開催することを可能としたところである。

そして、昨日、本県を含む一部県の緊急事態宣言が解除されたが、この度の解除に当たり、国から緊急事態宣言の解除の基準が示され、この基準を本県の状況にあてはめると、全て基準をクリアしていることが確認できたことなどを踏まえ、本日から、新たな対策期として、(3)感染警戒期に移行することとする。また、県独自の「香川県緊急事態」宣言については、先に申し上げた、今般の本県の状況を踏まえ、「香川県感染警戒宣言」に改め、県民の皆様、事業者の皆様へ引き続きのご理解とご協力をお願いしたい。

この度の(3)感染警戒期への移行に伴い、県民の皆様に対しては、県内での外出自粛の要請はしないとこととするが、他の都道府県では、引き続き緊急事態宣言区域が継続しているところもあるほか、緊急事態措置の対象とならない都道府県相互間であっても、相対的にリスクの高い地域との移動については、感染流入防止に努める必要があることから、県外への外出自粛をお願いするほか、国の基本的対処方針などを踏まえ、引き続き、接待を伴う飲食店等やこれまでにクラスターが発生しているような、「三つの密」の場への外出自粛をお願いするとともに、先般お示しした、新しい生活様式の徹底をお願いする。

また、事業者の皆様には、引き続き一層の感染防止対策を講じた上で、事業活動を行っていただくようお願いする。

イベント等の開催について、県内外から多くの集客が見込まれる、全国的かつ大規模なイベント等の開催の自粛については、これまで50人程度未満の参加人数で、感染防止対策を講じる

ことにより開催可能としていたが、今回、屋内では100人以下かつ収容定員の半分以上の参加人数にすること、屋外では200人以下かつ人と人との距離を十分に確保できること、できるだけ2mを目安としつつ、適切な感染防止対策を講じることにより開催可能とする。

県外からの多くの集客が見込まれる県有施設等については、引き続き、原則休館とし、その他の施設は、適切な感染防止対策を講じることにより順次開館してまいります。

今回、県内での不要不急の外出自粛要請は解除することとするが、全国的には、まだまだ感染拡大が予断を許さない状況が続いていることをご理解いただき、引き続き、気を緩めることなく、県民の皆様、事業者の皆様には適切な行動を心がけていただきたいと思います。

そして、この先の状況の変化に応じた対策の見通しもあわせてお示ししたい。国の緊急事態宣言は、本県を含む39県では解除となったものの、引き続き、特定警戒都道府県として残った区域もあるなど、この間は、(3)感染警戒期として県外からの感染流入を防ぐための対策などを講じていく必要がある。また、これらの緊急事態宣言が全て解除されたときにおいても、全てが自由に行動できるわけではなく、再度の感染拡大、また、第二波による感染拡大に備えるため、(4)の感染予防対策期に移行し、県民の皆様、事業者の皆様には、新しい生活様式を徹底した上で、感染予防に努めていただきたいと思いますと考えている。なお、感染予防対策期における対策については、今後の国の専門家会議の提言等を踏まえ、後日、改めてお示しさせていただきます。

この度、4つの対策期をお示しましたが、本県においては、感染状況に的確に応じた対策を講じていくので、県民の皆様、事業者の皆様には、引き続きのご理解とご協力をお願いする。

次に、これまで申し上げてきた、(1)～(4)までの対策期の状態と移行に当たっての考え方をまとめてご説明する。まず、最も強い行動自粛要請、営業自粛要請をお願いする(1)感染拡大防止集中対策期から、(2)の感染拡大防止対策期への移行に当たっては、県内の感染状況やPCRの検査状況、医療提供体制、人口移動の状況などを総合的に踏まえ判断することとしている。また、(2)の感染拡大防止対策期から、本日から移行する(3)感染警戒期への移行に当たっては、国が示した緊急事態宣言の解除基準などを踏まえ、総合的に判断し、移行することになるが、この場合は、香川県感染警戒宣言を発出することになる。さらに、次の対策期である(4)感染予防対策期への移行については、他の都道府県における緊急事態宣言が全て解除されたときに移行させるものとする。

一方、対策を強めていく基準もあわせてお示ししているが、(4)から(3)への移行に当たっては、他の都道府県が国の緊急事態宣言の対象区域に指定され、対象区域の感染状況等により、今後、本県でもまん延の恐れがあるときには、香川県感染警戒宣言を発令することになる。

(3)から(2)の移行に当たっては、国の緊急事態宣言の再指定にはならないものの、県内において直近1週間で10万人あたり0.5人程度以上の新規感染者が発生しており、その時の医療提供体制や監視体制などを含め、まん延防止の措置を講じる必要があるか、総合的に判断して移行することとし、再び「香川県緊急事態」を宣言することになる。そして、(2)から(1)への移行に当たっては、国が示した緊急事態宣言の再指定の基準などを踏まえ、総合的に判断することとしている。今後、再度の感染拡大、第二波が起こる際には、これらの移行基準を適切に運用することにより、対策期に応じた対策を適切に実施することにより、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期してまいりたい。

私としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の収束に向けて、気を緩めることなく、引き続き、国や各都道府県、県内各市町とも力を合わせて全力で取り組んでいくので、県民の皆様、事業者の皆様におかれては、引き続きの御理解、ご協力をお願いする。

議題3「県立学校の臨時休業の今後の取扱いについて」

教育長から資料に沿って説明

本部長発言

児童生徒の皆さんは、5月31日まで、臨時休業が続くが、これからの期間で、家庭学習に加え、感染症予防について学習して、学校再開に向けて準備をしてもらいたい。

保護者の皆様にも、子どもたちの手洗いや、3密を避けるなど生活様式の徹底について、引き続きご協力をお願いしたい。

教職員の皆さんには、学校再開に当たって、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、感染症対策や、授業準備等に取り組んでほしい。引き続き、子どもたちの心のケアにも取り組んでほしい。

その他

健康福祉部長から資料に沿って説明

(香川県新型コロナウイルス健康相談コールセンターの開設について)

商工労働部長から資料に沿って説明

(県立高等技術学校における一部訓練の再開について)

本部長発言

最後に、昨日、国の緊急事態宣言の対象区域から解除されたが、すぐに元通りになるということではない。引き続き、県民の皆様には、慎重な対応をお願いしなければならない。この厳しい局面を乗り越えていただくための、国と本県の支援策をまとめたものを、資料番号4の3ページに添付している。

このチラシは、県広報紙「Theかがわ」6月号に折り込み、県内のすべてのご家庭に配布することとしている。関係部局においては、相談があれば、県民の皆様、事業者の皆様へ寄り添った対応をお願いする。

また、新型コロナウイルスとの闘いに、新しい生活様式など、今後、まん延防止と社会経済活動の維持を両立させるために長丁場で取り組んでいけるよう、ここに掲げている支援策だけでなく、必要な対策について、すべての部局が知恵を絞ってほしい。

いずれにしても、解除されたとはいえ、気を緩めることなく、県民生活の安全・安心の確保を図るため、引き続き、各部局が一丸となり、スピード感をもって事態に当たっていただきたい。